

残留性が極めて低い農薬の基準値設定の考え方について

平成25年10月21日
農薬・動物用医薬品部会

【背景】

食品中の残留農薬基準については、基準値の設定根拠となる作物残留試験結果が定量下限値未満であった場合でも、使用方法や試験例数等を考慮して、農薬が適正に使用された農作物が食品衛生法違反となることがないように残留試験結果にある程度のアローアンスをおいて基準値を設定している。しかしながら、この設定方法では必要以上に高い基準値が設定されている品目があるため、新たに設定方法を検討した。

【残留性が極めて低い農薬の基準値設定】

下記①②の条件に該当する農薬については、ほとんど残留しないことが分かっているにもかかわらず、従来の設定方法では必要以上に高い基準値が設定されることとなるため、基準値設定に当たっては、アローアンスを考慮せず、原則、定量下限値を基準値とすることとした。

なお、定量下限値が0.01ppm以下の作物残留試験が実施されている場合は、一律基準と同じ規制値0.01ppmを設定することとする。

ただし、ADIの許容範囲内に収まらない場合等、安全性に懸念がある場合については、従来どおりの考え方で残留基準を設定するなど、個別に対応を検討する。

【条件】

- ① 適切に使用する限り、残留する可能性が極めて低いと考えられる使用方法のもの（土壤燻蒸剤等）。
- ② 全ての作物残留試験結果が定量下限値未満であるもの。

【農薬1,3-ジクロロプロペンの基準値設定について】

本剤については土壤燻蒸剤であり、作付け前処理であるため、通常的使用方法では残留する可能性が低いと考えられる。また、全ての作物の残留試験結果は定量下限値未満であり、定量下限値が0.01ppm以下の作物残留試験が実施されているため、上記原則を踏まえ、現行の規制値である一律基準と同じ0.01ppmを全ての申請食品に設定することとする。

※本剤の当該基準(0.01ppm)から推定される一日摂取量は、食品安全委員会により設定されたADIの許容範囲内であること、一般に定量下限が低い程、検査コストが増大すること等を考慮すると、一律基準よりさらに厳しい基準で規制する必要はないと考える。

(本剤の定量下限値：0.002～0.07ppm (E体とZ体の合量値として))